

令和3年度内部統制評価報告書の審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度福岡県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を付する。

令和4年8月30日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

1 審査の対象

令和3年度福岡県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、審査を行った。

3 審査の実施内容

福岡県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、報告書の記載内容は相当である。

ただし、報告書の「4 不備の是正に関する事項」記載のとおり、運用上の重大な不備があり、当該不備に対して再発防止策を講じたとされており、これを確実に実施されることを期待する。